

**くろまぐろ型TACに関する宮崎県計画（試行）**  
**（第3管理期間）**

平成29年6月30日 公表

平成29年8月30日 一部改正

**第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針**

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋クロマグロの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心に、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 4 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

**第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県に定められた数量に関する事項**

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下、「小型魚」という。)	11.76トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

小型魚について、全国において3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下、「基本計画(試行)」という。)第3~~の2~~により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

### 第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の漁船漁業等の数量	7.07トン
本県の定置網漁業の数量	3.19トン

また、宮崎県留保枠として1.5トンを設定。

### 第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずる。

#### 1 一本釣り漁業、曳き縄等(定置網以外の漁業)

##### (1) 通常時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に努める。
- ・ 5キログラム未満で生きている個体の放流に努める。

##### (2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に努める。
- ・ 10キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

##### (3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制の実施に取り組む。
- ・ 30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

- (4) (1)から(3)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

#### 2 一本釣り漁業、曳き縄(養殖用種苗の採捕を目的とするもの)

##### (1) 通常時

- ・ 種苗にならない生きている個体の放流に努める。

##### (2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時

- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。
- ・種苗にならない生きている個体の放流に取り組む。

**(3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時**

- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・種苗にならない生きている個体の放流に取り組む。

**(4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。**

### **3 定置網漁業**

**(1) 通常時**

- ・2キログラム未満の個体の放流に努める。

**(2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時**

- ・10キログラム未満の個体の放流に取り組む。

**(3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時**

- ・30キログラム未満の個体の放流に取り組む。

**(4) (1) から (3) の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。**

4 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に関係漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量を取りまとめて小型魚・大型魚ともに県へ報告するよう周知徹底する。また、県は当該漁獲量を一般社団法人漁業情報サービスセンターへ報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて、報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行う。

5 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、一定割合に達した時点で警報等（7割で注意報、8割で警報）を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請する。また、管下漁業団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

- ① 漁業者の取組について周知を図る。
- ② 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

- ③ 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

## 第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 第2及び第3に示した知事管理量の漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握する。
  - ① 7割を超え9割に達するまでは月2回の報告とし、1～15日分を20日までに、16日～末日分までを翌月の5日までに報告することとする。
  - ② 9割を超えた場合は月3回の報告とし、1～10日分を15日までに、11～20日分を25日までに、21日～末日分を翌月の5日までに報告する。
- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。
- 3 第2管理期間における本県の漁獲超過量の差し引きは、第3管理期間を初年とし、以下のとおりとする。
 

なお、各管理期間中に枠の未消化が生じた場合には、差し引き分に充当する。

	本県漁船漁業等の 差し引き数量	本県定置網漁業の 差し引き数量	本県全体の 差し引き数量	差し引き後の 本県漁獲数量枠
第3管理期間(2017年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第4管理期間(2018年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第5管理期間(2019年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第6管理期間(2020年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第7管理期間(2021年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第8管理期間(2022年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第9管理期間(2023年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第10管理期間(2024年)	2.03トン	0.91トン	2.94トン	11.76トン
第11管理期間(2025年)	0.72トン	0.33トン	1.05トン	13.65トン